

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いまいち納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

とどし質問してください。

「質問の募集」要項は61頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

Q1 特別指導加算について質問があります。同一月に同一内容の処方せんを2回受け付けた場合、2回目に特別指導を実施したようなケースには、レセプトの摘要欄に算定した理由を記載しないといけないのでしょうか。

(三重県 匿名希望)

A1 特に必要ありません。特別指導加算とは、「薬剤師が患者又はその家族等と対話することにより情報収集するとともに、薬剤服用歴の記録に基づき、投与される薬剤の適正使用のために必要な服薬指導を行った場合」に算定するものです。しかし、この服薬指導とは、単にその時受け付けた処方せんの内容だけで判断するものではありません。

たとえば、前回と同じ内容の処方せんを受け付けた場合であっても、1回目にはわからなかった患者情報や服薬状況を把握することも十分あると思います。また、前回の処方せん受付時点から今回までの間に、別の医療機関を受診して投薬を受けたかもしれませんし、あるいは一般用医薬品を服用したかもしれません。その保険薬局から見れば前回と全く同じ内容の処方せんかもしれませんが、それまでの患者の様態、状況、環境などは全く同じであるとは限りません。

特別指導加算とは、処方せんの内容だけでなく、その

ような患者のあらゆる状況に応じて情報収集・服薬指導するものです。したがって、前回と同じ内容の処方せんであっても、2回目に特別指導加算を算定するケースは十分ありうることでしょう。

なお、調剤報酬明細書(以下、レセプト)への記載については、点数項目によって摘要欄への補足事項の記載を求めている場合もありますが、特別指導加算については算定した際の理由まで明確にすることは求められていません。ただし、レセプトの摘要欄においては、「その他請求内容について特記する必要があるればその事項を記載すること」とされており。これは特別指導加算に限られたことではありませんが、保険請求上、その内容に応じてコメント記載が必要であると判断した場合には摘要欄を活用することも必要でしょう。

Q2 平成15年4月の健保法改正に伴い、レセプトの様式も変更されたと聞きました。4月以降の調剤分については、新しいレセプトを使用しなければいけないのでしょうか。

(匿名希望)

A2 調剤報酬請求書および調剤報酬明細書(以下、レセプトなど)の様式は一部改正されましたが、当分の間、改正前のレセプトなどであっても問

Q
&
A

information

題なく使用できます。

健康保険法および老人保健法などの一部改正により、①平成14年10月1日より高齢者の定率負担制の導入(1割あるいは2割)や老人保健制度の対象年齢の引き上げ(70歳→75歳)が行われ、また、②平成15年4月1日からはサラリーマン本人の一部負担割合の引き上げ(2割→3割)や薬剤一部負担制度の廃止などが実施されているところです。そのため、昨年の高齢者医療制度の一部改正に伴い、レセプトなどの様式が全面的に変更されたところでしたが、本年4月からの薬剤一部負担制度の廃止に伴い、改めてその様式が一部変更されました。

しかし、今回の主な変更点は、薬剤一部負担制度の廃止に伴って「薬剤一部負担金額」欄が削除されたことであり、特に新しく追加された項目はありません。したがって、平成15年4月調剤分以降の保険請求についても、旧様式のレセプトなどを使用することができます。その使用期限については「当分の間」とされており、特に具体的な期限は定められていませんので、現在の在庫がなくなり次第新しい様式に切り替えるなど、順次対応していくことで問題はないでしょう。

また、旧様式のレセプトなどを使用する場合には、不要となった「薬剤一部負担金額」欄に斜線を引くことなどは不要であり、特段の取り繕いは求められない予定です。



健康保険における患者の一部負担制度については、その趣旨の1つとして、受診の際に医療費の一部を負担してもらうことで、患者のコスト意識が生じ、医療の過剰給付を防止することとされており、そのため、定率負担はその意義が大きいといわれています。

一方、カードによる支払いの場合には、カード利用時に必ず利用控えが交付され、その後は利用明細書が送付されることとなります。そのため、そのようなことがきちんと担保されていれば、患者のコスト意識も生じるので、一部負担金をカードで支払うことは必ずしも健康保険における一部負担制度の趣旨に反するものではなく、基本的には問題ないものと解釈されているようです。

ただし、カードによる支払いについては、カード会社に対する手数料が生じることはもちろんですが、その保険薬局がカード支払いに対応していることが必要となります。したがって必ずカード支払いに対応しなければならないということではありませんので、その利用の有無については、それぞれの保険薬局ごとに判断することで全く差し支えありません。

Q
&
A

Q3 保険調剤における患者の一部負担金については、クレジットカードによる支払いは認められているのでしょうか。それとも現金による支払いでないといけないのでしょうか。

(静岡県 匿名希望)

A3 その是非について明確に示されている文書はありませんが、いくつかの条件が満たされていれば可能であると解釈されているようです。